

京丹波町発注の公共事業で発生する建設発生土の 民有地受入及び町所有土砂の採取希望者公募要領

第1 趣旨

京丹波町では、町発注の公共事業において発生する建設発生土の内、現場内利用や他の公共事業に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）及び町が所有する土砂（以下「所有土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適切かつ安全に処分するために、受入及び採取を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土を受け入れる者（以下「受入者」という。）や所有土の採取する者（以下「採取者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入れ及び所有土の採取希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）又は所有土の採取を希望する者（以下「採取希望者」という。）は、受入希望申込書（別記1－1）又は採取希望申込書（別記1－2）に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて京丹波町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 残土受入地又は所有土運搬地登記事項要約書
- （2） 位置図
- （3） 隣接地所有者の同意書
- （4） 残土受入地又は所有土運搬地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第3 残土の受入れ又は所有土の採取を申し込むことができる者の資格要件

残土の受入れ又は所有土の採取を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- （1） 受入地が京丹波町内であって、農地法に基づく農地以外の土地であること。
- （2） 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。
- （3） 受入れ又は採取した土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
- （4） 残土の受入地に至る道路が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
- （5） 残土の搬出について騒音等により苦情が出た場合は、受入者と町が協力して関係者に協力を求めること。協力が得られない場合は中止する事もある。
- （6） 所有土の採取を行った場合、運搬経路の損傷や苦情等、諸問題が生じた場合は、採取者により復旧や問題解決を行うこと。

- (7) 残土の搬入又は所有土の採取までに、土砂の受入れに必要な関係法令の許可等の手続きを受入者又は採取者において完了させることができること。
- (8) 土砂を発生した状態で受入れるものとし、通常の残土処理工程以外の分別等の作業を求めないこと。
- (9) 残土の受入地の造成が必要な場合の擁壁、盛土の転圧など、受入地に要する費用は原則として受入側が負担すること。(町が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろし、敷均しまでとするが、これによりがたい場合は、第4(2)及び第6(1)による別途協議により合意したものに限るものとする。)
- (10) 残土の受入土量が原則 200m³ 以上であること。所有土の採取については規定しない。
- (11) 残土の搬入時期については、公共事業の搬出に併せた受入が可能であること。
- (12) 所有土の置場にて採取が他の者と重複する場合は、採取者同士が連絡を取合う等協力すること。
- (13) 残土の希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
- (14) 所有土が無くなった時点で採取は終了とする。
- (15) 国、府、町の指導や関係する法令などを遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第4 残土及び所有土

残土

(1) 残土の発生場所等

発 生 場 所：京丹波町内 公共事業実施箇所

発生予定量：公共事業の内容によって変わる。

発 生 期 間：同上

残土の状態：同上

(2) 残土の運搬条件等

町が実施する公共工事の請負者が、残土の受入地までの残土運搬及び荷下ろしを行うので、原則として荷下ろし後の整地作業は受入者において行うものとするが、これによりがたい場合は、受入条件等を受入希望申込書(別記1-1)に追記するものとする。また、砂礫の大きさや土質毎に分別した上で運搬することはできない。

運搬経路が集落道(町道・農道等)となる場合は、受入者より区長等各代表者に連絡を行う。

残土搬入後の土質等の苦情は受付けない。

なお、関係法令等により残土の土壌調査が必要な場合は、町の負担により実施するが、受入れる残土の土質等を調査する場合は受入者の負担により実施する。

2 所有土

(1) 所有土の置場等

置 場：富田、坂井、蒲生、大迫等

採取期間：町との協議による。

(2) 所有土の採取条件等

所有土の置場にて採取者が採取し、所有土運搬地に搬出する。

運搬経路が集落道（町道・農道等）となる場合は、採取者より区長等各代表者に連絡を行う。

採取後は採取場所の整地を行うこととし、運搬経路が破損した場合や汚れた場合は、すみやかに採取者により修復、清掃を行う。

所有土搬出後の土質等の苦情は受けない。

なお、所有土の土質等の調査が必要な場合は、採取者の負担により実施する。

第5 実施期間

公募は随時申込みを受付ける。

残土の受入を行っていた工事が受入地の予定数量より少ない状態で工事が完了した場合、受入者は引き続き残土の受入を希望する時、別記7-1により変更申請を行うものとする。

また、所有土を採取する時期は最大3ヶ月とするが、これを超えて採取しようとする場合は別記7-2によりその都度変更申請を行うものとする。

この他内容に変更が生じる場合についても変更申請を行うものとする。

なお、これらの場合、記載内容に変更がない添付書類は省略することができる。

第6 受入者及び採取者を選出するための手順

以下の手順により受入者及び採取者を選定する。

(1) 受入及び採取候補者の登録

町長は、受入及び採取条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった希望者のうち資格要件に該当するものを候補者（以下「受入候補者」又は「採取候補者」という。）として登録する。

(2) 受入候補者の優先順位付けの基準

残土が発生する工事現場毎に、各受入候補者の残土の受入地までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、受入候補者の中からその都度、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入地までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

(3) 受入者の決定

町長は、受入候補者の上位の者から、順位、受入期間、受入量、受入土砂の状態、

運搬経路、関係法令の許可等の確認、第3の資格要件の再確認等を行い、受入の合意が得られた者について、最終的に受入者を決定する。

なお、受入者は民間処分場で処分するよりもコスト削減ができる条件の者でなければならない。

(4) 採取候補者の決定

町長は、採取登録された順に搬出期間、搬出量、搬出土砂の状態、運搬経路、関係法令の許可等の確認、第3の資格要件の再確認を行い合意が得られた者について、最終的に採取を許可する。

第7 残土の受入及び所有土の採取希望申込書等の提出先

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

京丹波町 産業建設部 土木建築課

TEL 0771-82-3806

第8 残土の受入及び所有土の採取希望申込書等の提出方法

書面により第7に定める提出先に持参もしくは郵送にて提出。

第9 受入候補者の登録及び受入者の決定の通知

町長は、第6の受入候補者の結果を別記3-1又は別記4-1により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書（別記2-1）に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受入に伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料（地積図、借地契約書の写し等）
- (2) 関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書（別記2-1 追加事項：別記11-1）
- (3) その他、町長が必要と認めるもの。
- (4) 町長は、第6の受入者の決定の結果を別記5-1により通知する。

第10 採取候補者の登録及び採取者の決定の通知

町長は、第6の採取候補者の結果を別記3-2又は別記4-2により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書（別記2-2）に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受入に伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料（地積図、借地契約書の写し等）
- (2) 関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書（別記2-2 追加事項：別記11-2）

- (3) その他、町長が必要と認めるもの。
- (4) 町長は、第6の受入者の決定の結果を別記5-2により通知する。

第11 受入候補者及び採取候補者の登録の取り消し

- (1) 受入候補者及び採取候補者は、残土受入地及び所有土運搬地の状況等により土砂が必要なくなった時は、各候補者の登録取消願（以下「登録取消願」という。）を別記6-1又は6-2により提出するものとする。
- (2) 町長は、登録取消願が提出されたときは、各候補者の登録を取り消す。

第12 その他

- (1) 公募に関連して要した費用（申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等）は、各希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入及び採取希望申込書は返却しない。
- (3) 受入者及び採取者（以下「受入者等」という。）は、受入や採取の途中において、面積、希望量、造成等の構造にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、町長に内容等の変更を別記7-1又は7-2により申請し、承諾を受けなければならない。
- (4) 町長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、別記8-1、8-2により通知する。
- (5) 受入者等の決定後、受入、採取又は搬入（以下「受入等」という。）の途中においても第3に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入等が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者等の決定、及び各候補者の登録を取り消し、それ以降の搬出は行わない。（ただし、あらかじめ町長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りではない。）
- (6) 受入者等は、受入地の受入可能量について、四半期毎に実績報告書を別記9により提出するものとする。
- (7) 町長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で、別記10-1により受注者に搬出の完了を通知するものとする。
- (8) 採取者は、所有土の採取が完了した場合は町長に完了を10-2により届けるものとする。
- (9) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者等と町長が協議の上決定するものとする。
- (10) 残土の量が少量の場合や町長が特に認めるものについては、残土であっても、民有地受入公募の対象外とすることができるものとする。

別表 1

(第 3 の (2) 関係) 暴力団等排除措置に関する項目

- 1 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団の構成員等」という。) の統制の下にある団体
- 3 役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある者の代表者又は管理人を含む。) のうちに、次のいずれかに該当するものがある団体
 - (1) 成年被後見人又は非保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不正な行為の防止に関する法律 (第 3 1 条第 7 項を除く。) の規定に違反し、又は刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) 第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 3、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力団行為等処罰ニ関スル法律 (大正 1 5 年法律第 6 0 号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等